

## 応用物理学会研究会共通規程

### (趣旨)

第1条 応用物理学会（以下、本会という）は、応用物理学およびその周辺の研究分野の研究者間の連絡をはかり、その分野の発達と確立に寄与することを目的として、研究会を設置する。また、時限的研究題目に従事するグループも研究会とすることができる。

### (構成)

第2条 研究会は、本会会員で構成するが、本会会員外でも参加することができる。ただし、代表者は本会会員に限る。

### (設立・存続・解散)

第3条 研究会を設立する場合は、会の名称、代表者名、連絡担当者名、連絡場所、目的、事業計画、予定される参加者数および存続期間等を添えて本会会長宛に申し出る。

2. 研究会の設立、存続および解散は、本会理事会（以下、理事会という）の議決による。
3. 存続期間は、原則として3年とする。
4. 継続して研究会を存続させたい場合には、3年目ないし、延長後3年目の6月末までに理事会に申し出るものとし、理事会は、申し出にもとづき、「研究会継続判定基準」に照らして存続の可否を検討する。  
ものとする。申し出のない場合は、当該研究会は解散するものとみなす。

### (研究会規程等の制定および改正)

第4条 研究会は、理事会で設立が承認された場合、すみやかに当該研究会規程を制定し、本会総務担当理事（以下、総務担当理事という）の承認を受けるものとする。改正した場合も同様とする。

2. 賞を新設する場合は、新設の趣旨を添えて関連規程を総務担当理事に提出し、承認を受けるものとする。改正した場合も同様とする。
3. 総務担当理事は、研究会規程ならびに賞規程の制定、または改正を承認した場合、理事会に報告するものとする。

### (活動費補助)

第5条 本会は、設立後、原則として3年間に限り、その活動のための補助として、年間200,000円を限度として、交付する。

2. ただし、理事会の承認により、活動費補助を延長することができる。
3. 研究会は、研究活性化支援金等の申請をすることができる。

### (活動援助)

第6条 研究会は、会合通知等を誌面の許す範囲において本会機関誌に掲載し、また、本会のホームページ等ウェブサーバーを利用することができる。

### (研究会会計および資産)

第7条 研究会会計は、本会会計に包括処理される。

2. 研究会資産は、本会に帰属する。

### (事業計画および予算ならびに事業報告および決算)

第8条 研究会は、毎年以下のものを理事会に提出しなければならない。

- (1) 次年度の事業計画および予算。
- (2) 当年度の事業報告および決算。

### (規程の改廃)

第9条

本規程の改廃は、応用物理学会理事会の議決による。

附則 2011年12月13日 理事会承認  
2013年5月15日 総務委員会を総務担当理事に変更  
2014年12月19日 第3条4改正 総務担当理事承認